令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号 90

学　校　名	福岡県立嘉穂総合高等学校
課程又は 教育部門	定時制

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第２条」

「全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる」ことは、最も重要な教育目標である。このことを達成するためには、生徒により豊かな人間関係構築力と調和のとれた人権感覚を涵養し、「いじめを生まない土壌をつくる」ことが重要である。そのため本校では生徒一人一人を大切に育む「ユニバーサルデザインによる教育」をめざす取り組みを充実させ、生徒一人一人に自己有用感を育み、豊かな人間性の構築を目指す。また「いじめはどの生徒にもどの学校にも起こりうる」という視点から、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるいじめの早期発見に努め、起こりうる諸問題に対しても十分な配慮や手立てが講じられるように、計画的・組織的にいじめ防止に取り組む。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒がいじめに向かわせないための未然防止に向けて、すべての教職員が取り組む必要がある。未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を創ることである。

本校では生徒が周囲の友人や教職員と互いに信頼できる人間関係を作り、安心・安全な学校生活を送ることが出来るよう、以下の取組を行う。

（１）授業規律の確立

① 始業と終業の挨拶の徹底をし、授業への集中力を高め学習効果をあげるとともに、授業空間を確立する。
② 呼名による出席点呼を毎時間行い、心と体の健康チェックを行うとともに、声かけによる心情の変化を察知する。
③ 机間指導を行うことで授業に臨む態度や姿勢をチェックし、周囲の雰囲気や生活感を読み取る。

（２）授業内容の充実

① 教材研究と研修を通して、ＩＣＴ機器を用いた授業作りやユニバーサルデザイン化された教材作成、分かりやすい授業展開を目指す。
② 特別支援教育の観点から個別の教育支援計画と個別の指導計画を実践することで、生徒の背景を十分に理解した個別の指導と評価を行う。
③ 観点別評価を精選し、本人ができることを評価する視点に立ち、生徒間に画一的な評価による優劣の違和感が生まれない環境作りを目指す。

（３）いじめや人権に係わる教育の充実

① 性と心の教育講演会の実施から生命の尊さへの感性を磨き、いじめのない社会づくりを目指す。
② 人権・同和教育授業やホームルーム活動において、人権に関するバランス感覚を伸長させる。

（４）ボランティア活動

① 学校を挙げてボランティア活動を展開し、思いやりの心や規範意識を育ませる。
② 学校を挙げてのボランティア活動とボランティア部の活動の積極的広報により、地域社会との結びつきを高めるとともに、社会の一員としての意識や責任感を育ませる。

（５）生徒会活動

① 朝の門立ち挨拶運動を定期的に行い、明るく元気で良好な人間関係を構築する取組を行う。
② 学校行事や生徒会行事の際に生徒会役員が中心となって、偏ることなく、生徒全体で公平かつ安全に取り組ませる。
③ 生徒会役員は計画的に行事の運営に当たり、担当職員との綿密な打ち合わせのもとに、生徒全員が充実できるように努力する。
④ 生徒会が作成した学校生活アンケートを行い、生徒が主体的に明るい学校生活を構築する。

（６）部活動

① 部活動においては部員同士の良好な人間関係を構築できるよう日頃から見守り、指導を行う。
② 部活動日誌を記入させることにより日頃の部活動の状況を把握する。
③ いじめのない環境で部活動を実施するために、更衣場所の使用方法や管理、人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について指導を行う。
④ 本校教育活動に従事している者（部活動指導員・非常勤講師）においても上記の対応をお願いする。

（７）職員研修

① 全ての教職員の理解を図るため、年間を通してそれぞれの時期に必要な職員研修を実施する。
② 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせる等、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究などを計画的に実施する。
③ 生徒支援資料、生徒指導リーフなどを活用して、いじめの問題について共通課題を持ち、教職員の考えを出し合い、具体的方策を導き、教職員の指導力や資質の向上を図る。
④ 学校生活を送るにあたって、発達障がいを含む障がいのある生徒や性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、形態で行われることを踏まえ、生徒が示す小さな変

化や危険信号を見逃さないように、教職員相互が積極的に生徒に関する情報交換を行い、情報の共有化を図るなど、いじめを見逃さないよう組織的に取り組む必要がある。本校では以下の取組を日常的に行う。

（２）いじめの早期発見のための措置

① 日常の点検・観察
- 朝礼時の健康チェックシートへの記入により、生徒の心と体の健康状態を把握する。
- 相談ポストの日常点検と有効活用を推進する。
- 朝の門立ち指導より挨拶運動を行い、生徒一人一人の表情や態度の変化を観察する。
- 校内環境整備を徹底し、落書きなどの些細な変化を見落とさない。
- 朝礼時、終礼時、各授業の学校生活全般において、生徒一人一人の表情や態度の変化を観察する。
- 観察し気づいた内容や気になることについて職員室での頻繁な情報共有に努め、特に気になる内容については、直接、生徒指導主事と管理職への報告・連絡・相談を励行する。
- 非常勤講師の先生方ともコミュニケーションをとり、生徒の小さな変化を見落とすことがないよう職員間での情報共有を徹底する。
- 遅刻、欠席、早退の状況確認は、朝のホームルーム終了後、直ちに担任を中心とした職員全体で正確な把握を行い、また保護者との連絡を密に行い、家庭との相互理解を深める。
- けんかやふざけ合いなどが起こった場合は、すみやかに該当生徒の気持ちを聞き取り、事象の背景についての事情調査を行う。

② アンケートによる実態把握
- 月に１回のいじめアンケート等を実施することにより実態の把握を行う。

③ 教育相談
- 学校生活全般における些細な気づきについて担任による教育相談をその都度行い、いじめの早期発見につなげる。
- 担任・副任・教科担当・保護者からの気づきによる報告内容に応じて、生徒指導主事が速やかに教育相談を行う。
- 教育相談計画に従い、定期的に生徒指導主事・進路指導主事・特別支援教育コーディネーター・養護教諭による教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 生徒間の些細なトラブルにおいても不定期的な教育相談を生徒指導主事が行う。
- 気になることがあれば、担任を通じて保護者と連携し、保護者を交えて状況を確認し、必要に応じて教育相談を管理職も交えて実施する。

④ 保護者との連携
- 日常学校生活における生徒の欠席・遅刻・早退連絡（原則として朝のホームルーム終了後直ちに把握する）を担任・副任が保護者と徹底して行い、些細な生徒の身体や心情の変化に気づき、情報を家庭と共有する。
- 学校生活の些細な変化や出来事に気づき、保護者連絡を行い、家庭との情報の共有化を図り人間関係の変化や状況を察知する。
- 気になることがあれば担任・副任による家庭訪問を実施し、保護者との連携を深める。
- 毎学期末の保護者面談を有効な実態把握として、必要に応じた各分掌別の教育相談を実施する。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織（いじめ防止対策推進委員会）を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

ただし、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。また、インターネットやＳＮＳ等を利用したいじめに対しても日頃から情報を集めるなど適切に対応する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。
② いじめに関わった生徒に対して迅速に正確に事実を確認し、職員間で情報共有する。
③ いじめを受けた生徒の立場に立って対応し、いじめを受けた生徒や通報者の安全を確保する。
④ 関係生徒の保護者への事実報告を行う。
⑤ いじめ防止対策推進委員会での解決策の検討と警察等の関係機関との連携を行う。
⑥ 部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も同様の対応を行う。また、部活動指導員、非常勤講師等にも本対応について周知する。

（３）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

① いじめられた生徒からできる限り早期に事実関係の聴取を行い、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝える。
② 被害生徒の自尊感情に配慮して対応を行い、被害生徒や保護者に対し徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安の除去を行い、いじめられた生徒の安全と安心を確保する。
③ 必要に応じて外部専門家の協力を得ながら、いじめられた生徒が安心して学校生活を送り、学習活動などに取り組める環境の確保を図る。
④ いじめは、単に謝罪をもって解決とすることはできないため、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも３か月以上継続していることを判断の目安とする。（重大性等から長期に渡って観察を要する場合もある。）
また、行為が止んでいる状態とは、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていない状態であり、それが認められるかどうかは生徒や保護者に対し定期的な面談等を通して確認する。
⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて支援を行う。また事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を被害生徒の保護者に適切に提供する。
⑥ 部活動においていじめを発見・または通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導をする開始前に本対応について周知する。

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

① いじめを行った生徒に対して、いじめは人格を傷付け、生命、身体、財産を脅かす行為であることを自覚させ、その行為をすぐにやめるよう指導する。必要に応じて出席停止の措置をとる。
② （生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなら警察等との連携を行う）
③ 事実関係確認後、いじめを行った生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を行えるよう保護者の協力を求める。

④ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒が健全な人間関係を育むことが出来るよう指導すると共に保護者に対する継続的な助言を行う。（いじめた生徒・保護者に対する支援）

⑤ 「いじめ防止対策推進委員会」が中心となり、いじめを行った生徒の指導計画、再発防止計画を立案する。その際、必要に応じて外部専門家の協力を得て指導を行う。（外部の専門機関との連携）

嘉麻警察署生活安全課	ＴＥＬ０９４８－５７－０１１０
飯塚少年サポートセンター	ＴＥＬ０９４８－２１－３７５１
嘉麻市少年相談センター	ＴＥＬ０９４８－６２－５７２１
飯塚市少年相談センター	ＴＥＬ０９４８－２２－０２２６
ヤングテレホンいいづか	ＴＥＬ０９４８－２８－７８６７

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを傍観する、はやし立てるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを生徒に理解させ、当事者や周りの者全員を含む集団が、よりよい人間関係を構築できるよう指導する。

① 臨時の集会やＨＲ活動により、いじめに対して傍観・同調の行為はいじめに加担する行為であること、いじめは絶対にゆるされない行為であり、みんなの力で根絶させるべきであることを理解させる。

② 「謝罪」のみで終わるのではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、教育活動全般を通して指導していく。

（６）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局、地方法務局の協力を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

① 掲示板の管理者またはプロバイダーに対し、速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。
※所定の様式については資料①参照

② 未然防止のために、生徒や保護者を対象としたインターネットやＳＮＳ等その他の情報機器のマナーや危険性に関する研修会を実施する。（５月実施予定）

③ 早期発見の観点から、福岡県教育委員会と連携して、対応する。

④ 生徒が悩みを抱え込まないよう、相談機関についての周知を図る。

※ネット上のいじめ発見・相談を受けたときの対応（フローチャート）

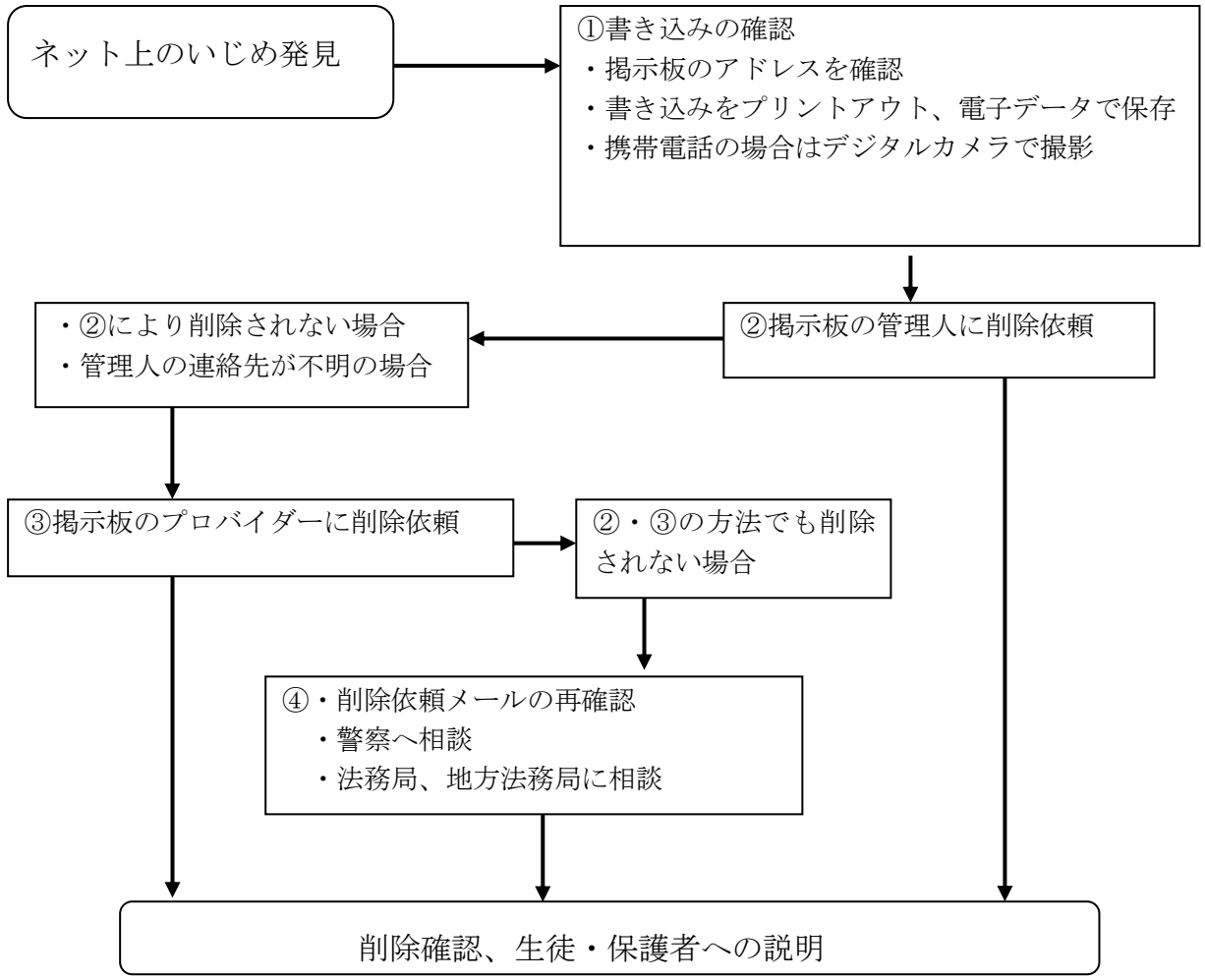

（７）いじめの解消

少なくとも次の二つの要件を満たしていることをいじめ防止対策推進委員会での会議で確認し、校長が判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策推進委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・ 児童生徒が自殺を企図した場合　　・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合　　・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

※重大事態発生時の対応（フローチャート）

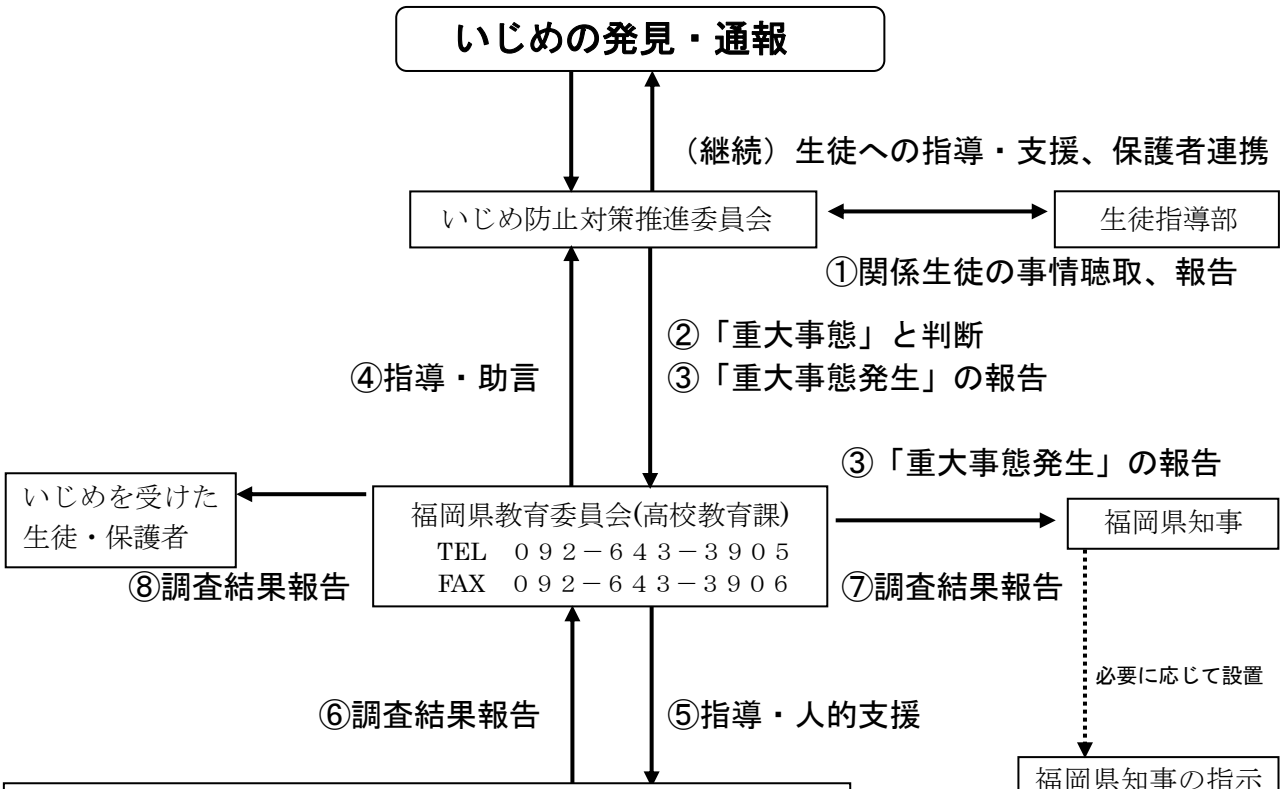

調査実施組織（学校を調査主体とした場合）

・学校の「いじめ防止対策推進委員会」に、外部の専門家（弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉、スクールサポーターなど）事態に応じて適切な専門家を加える。

・調査の公平性・中立性を確保できるよう配慮。

＊嘉麻市教育委員会へ報告
必要に応じて指導・助言を受ける。

調査実施組織（学校の設置者が調査主体となる場合）

・設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

（１）重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合、すみやかに福岡県教育委員会を通して福岡県知事へ報告する。福岡県教育委員会または教育委員会の指示の元に大隈城山校に調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。この調査はいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどを明確にすることを目的とする。事実関係を明確にし、学校や福岡県教育委員会が事実に向き合うことで事態への有効な対処や同種の事態の発生防止を図る。

（２）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒・保護者に、調査により明らかになった事実関係について説明を行う。情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。また、情報の提供内容・方法・時期などについては福岡県教育委員会より指導・助言を受けて行うものとする。
② 調査結果は福岡県教育委員会を通して福岡県知事へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には、いじめの防止策やいじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて提出するものとする。

６　いじめ防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　いじめ防止対策推進委員会

（２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織の役割と機能

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
④ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

（３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。
③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

７　学校評価

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、学校のいじめ問題への取組状況を評価するとともに「いじめ防止対策推進委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。

（１）いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。

（２）いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたＰＤＣＡサイクルに基づき行う。

（３）国の「学校評価ガイドライン」を参考に評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。

（４）いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。